

板橋区青少年健全育成推進本部設置要綱

平成12年5月19日区長決定

(設置)

第1条 本区における青少年の健全な育成に関する総合的・効果的な施策の推進を図るため、板橋区青少年健全育成推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(推進本部の構成)

第2条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とする。
- 3 副本部長は、副区長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 本部長が必要があると認めるときは、前項に掲げる者のほか、本部員を区職員の中から指名することができる。

(所掌事務)

第3条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年の健全育成に関する施策の調整及び推進に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項。

(推進本部会議)

第4条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、推進本部会議（以下「推進会議」という。）を主宰する。

- 2 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長が必要と認めるときは、学識経験者・関係行政機関の職員に推進会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、教育委員会事務局次長の職にある者をもって充て、会議を統括する。
- 4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、推進本部が定める事項について調査検討を行う。

6 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長に事故あるときは、幹事長が指名する幹事が代理する。

7 幹事会に部会を置くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部及び幹事会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第7条 推進本部の運営、その他この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会事務局次長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年5月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

別表 1

(本部員)

| |
|---|
| 教育長 政策経営部長 総務部長 区民文化部長 健康生きがい部長 保健所長 福祉部長 子ども家庭部長 土木部長 会計管理者 教育委員会事務局次長 |
|---|

別表 2

(幹事)

| 部 | 構 成 員 |
|----------|--------------------------|
| 政策経営部 | 政策企画課長 |
| 総務部 | 男女社会参画課長 |
| 区民文化部 | 地域振興課長 地域センター所長代表 |
| 健康生きがい部 | 健康福祉センター所長代表 |
| 福祉部 | 福祉事務所長代表 |
| 子ども家庭部 | 子ども政策課長 保育サービス課長 |
| 土木部 | みどりと公園課長 |
| 教育委員会事務局 | 教育総務課長 生涯学習課長 指導室長 |